

(公社) 日本水産学会 臨時社員総会 (令和7年7月19日)

第1号議案

定款の変更の件

第2号議案

役員の報酬及び費用に関する規則の一部改正の件

上記、定款の変更および規則の一部改正について、その背景と要点を以下に説明します。

定款の変更，規則の一部改正の背景

2025年4月から，公益法人制度が変わりました。

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html>

制度改正のポイントとして，(1) 財務規律の柔軟化・明確化，(2) 行政手続きの簡素化・合理化，(3) 自律的ガバナンスの充実，透明性向上 が挙げられている。

このうち，(3) 自律的ガバナンスの充実，透明性向上のために，

- ・ 役員（理事・監事）における親族制限や特別利害関係の排除（追加）
- ・ 外部理事・外部監事の導入（新設）
- ・ ガバナンスの取組の事業報告記載（新設）
- ・ 情報開示の強化（追加）

などが公益法人に義務付けられました。

これらに対応するために，本会でも，定款の変更ならびに関連する規則と規程の改正が必要となりました。

具体的には，本会では令和8年度からこの新たな制度に対応する必要があり，R8・9年度の役員選出（本年令和7年9月から一連の手続き開始）において外部理事・監事の導入ができるように，制度を整えておく必要がある。

第1号議案 定款の変更について ①

・役員（理事・監事）における親族制限や特別利害関係の排除

公益社団法人及び公益財団法人の認定法に関する法律施行令の一部を改正する政令によって改正された同施行令第4条に従い、定款の関連箇所を改正する。

定款第21条4について

現 行：

この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

改正案：

この法人の各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等以内の親族である関係その他特別な利害関係）にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、各理事について、各監事と特別な利害関係があってはならない。

第1号議案 定款の変更について ②-1

・外部理事・外部監事の導入（改正法第5条第15号及び第16号）関係

外部理事と外部監事の条件（認定法施行規則第4条，第5条）

外部理事は次の全てを満たす者とする。

① 当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者

② 公益社団法人である場合はその社員でない者

外部監事は次の全てを満たす者とする。

① 当該法人又はその子法人の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の理事又は使用人であったことがない者

② 公益社団法人である場合はその社員でない者

定款第20条3について

これまで本会では、会長以外のすべての理事を業務執行理事としていたが、外部理事は業務執行理事であってはならないことから、業務執行理事の人数を限ることとした。

現 行： 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、会長以外の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

改正案： 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、会長以外の理事13名以上16名以内をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第1号議案 定款の変更について ②-2

・外部理事・外部監事の導入（改正法第5条第15号及び第16号）関係

外部理事と外部監事の条件（認定法施行規則第4条，第5条）

外部理事は次の全てを満たす者とする。

- ① 当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者
- ② 公益社団法人である場合はその社員でない者

外部監事は次の全てを満たす者とする。

- ① 当該法人又はその子法人の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の理事又は使用人であったことがない者
- ② 公益社団法人である場合はその社員でない者

定款第21条6と7の新設について

外部理事と外部監事を置くことを新たに規定した。

6 理事のうち1人以上は、この法人の社員又は業務執行理事あるいは使用人ではなく、かつ、その就任の前10年間にこの法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者でなければならない。

7 監事のうち1人は、この法人の社員ではなく、かつ、その就任の前10年間にこの法人の理事又は使用人であったことがない者でなければならない。

第1号議案 定款の変更について ②-3

・外部理事・外部監事の導入（改正法第5条第15号及び第16号）関係

外部理事と外部監事の条件（認定法施行規則第4条，第5条）

外部理事は次の全てを満たす者とする。

① 当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者

② 公益社団法人である場合はその社員でない者

外部監事は次の全てを満たす者とする。

① 当該法人又はその子法人の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の理事又は使用人であったことがない者

② 公益社団法人である場合はその社員でない者

定款第26条について

外部理事には，社員でない者に就任を依頼することから，報酬を支払うことができるように改正する。

現 行： 理事は，無報酬とする。

改正案： 理事は，無報酬とする。ただし，定款21条6の理事に対して，社員総会において定める総額の範囲内で，社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第1号議案 定款の変更について ③

定款第14条 4 と 5 の新設および第18条の改正について

公益法人は、社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を取り組むことが求められている。そこで、これまでも行ってきた社員総会における書面または電磁的方法による議決権行使を第14条4と第18条で、また総会資料の電子提供措置を第14条5で明確に規定する。

第14条

現 行：（招集）

改正案：（招集及び電子提供措置）

4 前項にかかわらず、理事会による総会の招集決定の議決において、総会に出席できない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨定めた場合には、前項の招集通知は、総会開催日の14日前までに発信して通知しなければならない。

5 この法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

第18条

現 行：（議決権の代理行使） 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として表決を委任することができる。

改正案：（書面議決等） 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

第1号議案 定款の変更について ④

・ 情報開示の強化

定款第46条の新設について

情報開示の強化の一環として、新たに定款第46条 情報公開等を規定した。

(参考 内閣府「公益認定のための定款について（令和6年12月改訂版）」
<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/uszoiqsut1.pdf>

第 1 2 章 情報公開等

(情報公開等)

第 4 6 条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

その他、定款第42条において、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」における法改正に伴う番号を修正する。

現 行：第5条第17号 改正案：第5条第20号

第2号議案 役員の報酬及び費用に関する規則の一部改正について

・外部理事・外部監事の導入

定款第26条で外部理事に対して報酬を支払うことができるように改正することに伴い、その報酬額を規定する必要がある。

第3条2（全文追加）

この法人は、定款第21条6で定める理事と同条7で定める監事に対して、その職務の対価として報酬を支給することができる。

第4条2（全文追加）

定款第21条6で定める理事と同条7で定める監事に対するこの法人の報酬は、別表「公認会計士又は税理士の資格を持つ監事に対する報酬」に準ずる定額とする。

別表 公認会計士又は税理士の資格を持つ監事に対する報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として時間給5,000円

なお、外部理事と外部監事を社員以外から選出する具体的方法等については、令和6年度第7回理事会（令和7年2月1日開催）において役員候補者選出規程の一部改正として承認されおり、本総会における定款の変更および規則の一部改正の承認とともに発効することとしている。

本臨時社員総会で、

第1号議案 定款の変更の件

第2号議案 役員の報酬及び費用に関する規則の一部改正の件

が承認された後に、

この定款の変更について、関連する規則と規程の改正の資料等とともに、内閣府公益認定等委員会事務局に届出を行うこととなっている。